



令和 8 年度 第 1 回 始良市子ども・子育て会議

日時 令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 6 時 30 分～

場所 始良市役所本庁舎 1 階

あいらスクエア（多目的ホール）

【委嘱状交付式】

- 1 開式
- 2 委員紹介
- 3 委嘱状交付
- 4 閉式

【第 1 回 始良市子ども・子育て会議】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員あいさつ
- 4 会長選出
- 5 議事
 - （1）令和 7 年度子ども・子育て支援事業実績報告について…資料 1
 - （2）あいら幼稚園の認定こども園化について…資料 2
 - （3）国庫補助事業を活用した保育所等の施設整備について…資料 3
- 6 その他
- 7 閉会

令和８・９年度 始良市子ども・子育て会議 委員名簿

区 分	役 職	氏 名	委 嘱 期 間
子ども・子育て支援に 関し 学識経験を有する者	学識経験を有する者	有 村 玲 香	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	始良地区医師会代表	山 野 ち な み	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	民生委員・児童委員代表	今 別 府 成 美	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市教育委員代表	藤 田 麻 美	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市校長会代表	有 村 和 章	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市母子保健推進員代表	浦 口 斉 子	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
子ども・子育て支援に 関する 事業に従事している者	市社会福祉協議会代表	丸 野 光 俊	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市内幼稚園代表	矢 野 芳 秀	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市内保育所代表	福 富 智 章	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市内認定こども園代表	小 牧 伸 一 郎	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市地域自立支援協議会代表	田 原 勝 徳	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	市児童クラブ連絡協議会代表	駒 倉 國 治	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
その他市長が必要と 認める者	始良市ＰＴＡ代表	上 久 保 恵	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	幼稚園保護者代表	倉 岡 マ キ	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日
	小山田保育所所長	福 留 由 美 子	令和８年６月１日 ～ 令和１０年３月３１日

(敬称略・順不同)

令和7年度 始良市子ども・子育て支援事業 実績報告

◆始良市子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業

①-1 利用者支援事業 (子ども福祉政策係、母子健康支援係、こども家庭センターあいぴあ)

●基本型(始良市子ども館 R6.4.1～)

専門の支援員を配置し、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育やその他の子育て支援サービスの情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

	単位	R5	R6	R7
延べ相談件数	件		431	213

●こども家庭センター型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

		単位	R5	R6	R7
相談者実人数	母子保健機能	人	541	834	525
	児童福祉機能		369	427	430
	合計		910	1,261	955
延べ相談件数	母子保健機能	件	789	1,083	685
	児童福祉機能		7,228	10,473	13,641
	合計		8,017	11,556	14,326

※延べ相談件数は、前年度から継続して相談を行っているケースも含む。

また、「母子保健機能」及び「児童福祉機能」では、集計方法が異なる。

①-2 妊婦等包括相談支援事業 (母子健康支援係)

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに対して、必要な支援につながる伴走型相談支援を実施する。

	単位	R5	R6	R7
面談実施合計回数	回	1,395	1,547	1,430

②妊婦健康診査（母子健康支援係）

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的として、母子健康手帳交付時に１人の妊婦につき１４回分の健康診査受診票を発行している。なお、健康診査については医療機関に委託。

	単位	R5	R6	R7
延べ利用回数	回	7,036	6,352	6,726

③乳児家庭全戸訪問事業（母子健康支援係）

母子保健推進員等が、生後４か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業。

本市では、生後２～３か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後９～１０か月時における再訪問を実施している。

	単位	R5	R6	R7
延べ訪問件数（２～３か月児）	件	512	552	515
延べ訪問件数（９～１０か月児）	件	485	567	483

④養育支援訪問事業（母子健康支援係）

産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業。

	単位	R5	R6	R7
相談件数	件	91	90	95

⑤産後ケア事業（母子健康支援係）

退院直後の母子に対して、心身のケアやサポート等きめ細かな支援を実施する事業。

	単位	R5	R6	R7
延べ利用人数	人	56	181	734

⑥子育て短期支援事業（こども家庭センターあいぴあ）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となったときや、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となったとき、又は経済的な問題、配偶者からの暴力等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、児童や母子等を児童養護施設等で一時的に預かる事業。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2つに分けられるが、本市では現在、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施。

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	3	3	3
延べ利用日数	日	29	104	66

⑦地域子育て支援拠点事業（子ども福祉政策係）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	7	7	7
延べ利用人数	人	23,879	71,508	65,216

⑧一時預かり事業（保育係、子ども福祉政策係）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象。

●一般型（幼稚園型以外）

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	10	11	12
延べ利用日数	日	947	1,174	958

●一般型（始良市子ども館）

	単位	R5	R6	R7
延べ利用日数	日		799	1095

●幼稚園型

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	12	12	12
延べ利用日数	日	22,049	24,942	25,065

⑨延長保育事業（時間外保育）（保育係）

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業。

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	27	28	28
延べ利用日数	日	14,980	14,530	14,513

⑩病児・病後児保育事業（保育係）

おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもを対象に、発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な子どもを一時的に施設において保育を行う事業。

		単位	R5	R6	R7
利用施設数	病児	か所	1	1	1
	病後児		1	1	1
延べ利用日数	病児	日	627	525	546
	病後児		94	75	132

⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（保育係）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所や認定こども園などの施設で、一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すことや利用する子どもの保護者を対象に子育てに関する相談支援を行うことを目的とし、保護者の就労状況によらず、施設を柔軟に利用できる事業（制度）。

本市では令和8年度からの実施を予定。

⑫実費徴収等に係る補足給付を行う事業（学校教育課 学校事務係）

保護者が私立幼稚園（新制度未移行）に支払う実費徴収に係る費用（副食費の提供に要する費用）について、保護者の世帯所得の状況に基づき、助成を行う事業。

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	2	2	2
利用者数	人	115	3	3
延べ利用月数	月	687	20	17

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） （子ども福祉政策係）

保護者の労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。

	単位	R5	R6	R7
利用施設数	か所	26	27	28
登録者数	人	1,096	1,177	1250
利用人数	人	171,730	185,395	195,555

⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） （保育係）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

	単位	R5	R6	R7
実施施設数	か所	1	1	1
延べ利用件数	件	568	408	554

⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業。

市では、要保護児童対策地域協議会として、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議等を開催し、要保護児童に対する支援を実施。また、保育施設等に対し、児童虐待防止につながる子育て支援について講演を行うなどして周知を図った。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して職員の加配に必要な費用の助成の補助を行う事業。

本市では、重度・軽度の障がいを持つ子どもを受け入れる保育施設に対して、職員の配置に係る費用の一部を助成する障害児保育事業を行っているが、多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、今後必要に応じて実施を検討する。

⑰子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

本市では、母子保健推進員等が、生後４か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、乳児とその保護者の状況確認や、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を行う事業を実施しているが、子育て世帯訪問支援事業については、今後必要に応じて実施を検討する。

⑱児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

本市では、子どもの学習・生活支援事業として、学習支援や生活・進路・学習に関する相談支援等を市社会福祉協議会に委託することで、子どもの居場所づくりを支援しており、今後はこども食堂についても支援していく。児童育成支援拠点事業については、必要に応じて実施を検討する。

⑲親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。

本市では現在、事業の実施を予定していないが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討する。

◆その他の子育て支援に関する取組

①子ども・子育て会議

特定教育・保育施設等の利用定員の設定及び市町村子ども・子育て支援事業計画、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況などの調査審議を行う。

	単位	R5	R6	R7
実施回数	回	3	6	3

※令和5年度：書面開催1回を含む。令和6年度：書面開催1回を含む。

②次世代育成支援対策施設整備事業（子ども福祉政策係）

待機児童解消につながる、保育所及び認定こども園等の創設、改修等に係る費用の一部を助成する。

	単位	R5	R6	R7
事業実施施設数	か所	0	1	2
助成内容		—	増設 (児童クラブ蒲生てんよう)	建替え (保育園クオラキッズあいら、 帖佐すずらん保育園)

③子育てコンシェルジュ事業（子ども福祉政策係）

子育てについて気軽に相談できる場として、イオンゆめみらい保育園あいら内に相談窓口を設置し、相談員（子育てコンシェルジュ）を配置。事業の運営についてはイオンタウン株式会社に業務委託して実施している。（開設日：土・日・月曜日）

	単位	R5	R6	R7
延べ相談件数	件	164	158	114

④あいら子育て支援講座運営委託事業（子ども福祉政策係）

子育て世帯等の抱える様々な悩みを解消することを目的として、子育てに関する情報発信等を行う講座を月2回程度開催。講座の企画・運営はイオンタウン株式会社に委託。

	単位	R5	R6	R7
開催回数	回	22	22	22
延べ参加者数	組	423	370	311
	人	951	858	752

⑤認可保育所等入所事業（保育係）

認可保育所等への入所受付及び利用調整を行う。

	単位	R5	R6	R7
申込者数	人	2,085	2,117	2,079
利用者数	人	1,986	1,961	1,954

⑥私立保育所等給付事業（保育係）

●子どものための教育・保育給付事業

小学校就学前の子どもに対し、教育・保育の実施及びそれに要する費用の支弁を行う。

	単位	R5	R6	R7
施設数	か所	102	109	104
利用人数	人	2,374	2,639	2,771

●子育てのための施設等利用給付事業

保育の必要性が認められる世帯に対し、認可外保育施設や預かり保育の利用に関する給付を行う。

	単位	R5	R6	R7
施設数	か所	40	42	48
利用人数	人	448	451	419

⑦保育体制強化事業（保育係）

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る事業。

	単位	R5	R6	R7
施設数	か所	12	11	11

⑧障害児保育事業（保育係）

認可保育所等が障害児を保育するために加配する保育士の雇用等に要する経費について、市が助成を行う。

	単位	R5	R6	R7
加配人数（重度の障がい児）	人	9	7	4
加配人数（軽度の障がい児）	人	3	5	7

⑨母子健康手帳交付（母子健康支援係）

母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する情報の提供を行っている。また、あわせて妊婦健康診査受診票（14回分）を交付し、定期健診の受診勧奨を行っている。

	単位	R5	R6	R7
交付者数	人	514	530	550

⑩乳幼児健康診査事業（母子健康支援係）

保健センター等で、乳幼児期における発育・発達の確認および疾病の早期発見・早期対応、育児情報の提供等を実施。

	単位	R5	R6	R7
利用人数	人	3,007	3,280	3,387

⑪母子健康相談事業（母子健康支援係）

乳幼児の身体計測や育児に関する相談に保健師・助産師・栄養士等が対応する。

	単位	R5	R6	R7
延べ利用人数	人	582	485	471

⑫児童手当（子ども給付係）

高校生年代までの児童を養育する親などに、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当。

	単位	R5	R6	R7
支給対象世帯数	世帯	5,405	6,268	6,291
支給対象児童数	人	9,665	11,590	11,598

※各年度2月末時点の実績

⑬ 子ども医療費助成制度（子ども給付係）

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子どもに係る医療費の一部を助成。

令和7年4月1日診療分の医療費から市内在住の中学生までの子どもを対象に、県内医療機関における保険診療の一部負担金について窓口負担を無償化することとした。

	単位	R5	R6	R7
助成対象世帯数	世帯	6,051	6,001	6,239
支給対象児童数	人	10,788	10,621	10,908

⑭ 児童扶養手当（子ども給付係）

父母が離婚した、または父または母が死亡したなどの理由で父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るために支給される手当。

	単位	R5	R6	R7
受給対象世帯数	世帯	836	816	812
受給対象児童数	人	1,326	1,355	1,289

⑮ 特別児童扶養手当（子ども給付係）

政令で規定する精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母または父母に代わって児童を養育している人に支給される手当。

	単位	R5	R6	R7
受給対象世帯数	世帯	167	171	195
受給対象児童数	人	178	183	204

⑯ ひとり親家庭等医療費助成（子ども給付係）

母子家庭や父子家庭等の方の保険診療による一部負担金を助成する。

	単位	R5	R6	R7
支給対象世帯数	世帯	829	806	778
支給対象者数	人	2,140	2,076	932

⑰ 自立支援教育訓練給付金事業（子ども給付係）

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図るために支給する給付金。

	単位	R5	R6	R7
支給対象世帯数	世帯	2	1	4

⑱ 高等職業訓練促進給付金事業（子ども給付係）

ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、ひとり親家庭の親に対して、生活を支援するため支給する給付金。

	単位	R5	R6	R7
支給対象世帯数	世帯	2	6	9

⑲ 母子父子寡婦福祉資金貸付（子ども給付係）

ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉を増進するために、鹿児島県が無利子または低金利での資金の貸し付けを行う。

	単位	R5	R6	R7
貸付金交付世帯数	世帯	1	3	4

あいら幼稚園の認定こども園化について

令和8年3月にあいら幼稚園を運営している赤塚学園より、あいら幼稚園を認定こども園へ移行したいと相談があった。始良市は、次の理由により認定こども園への移行を認めたいと考えている。この件について、委員の意見を伺いたい。

1. 認定こども園への移行と始良市の方針について

◆類似施設との比較



◆需給バランス

保育所	需要 (利用ニーズ)	>	供給 (定員数)
幼稚園	需要 (利用ニーズ)	<	供給 (定員数)

◆認定こども園への移行と市の方針

移行前の施設	定員数の変化	移行の必要性
保育所	定員数が足りている幼稚園枠を増員する	低い
幼稚園	定員数が足りていない保育所枠を増員する	高い

2. あいら幼稚園の計画と市計画との適合性について

◆ あいら幼稚園の移行計画について

次の2段階での移行を計画している

- 令和9年4月「幼稚園型」認定こども園に移行（2号認定【3～5歳】を追加）
※令和9年度に3号認定用の園舎を増築（予定）
- 令和10年4月「幼保連携型」認定こども園に移行（3号認定【0～2歳】を追加）
※令和9年の園舎の増築に対して国庫事業の補助を希望しており、採択されなかった場合は移行時期を延期する考え

○認定こども園の類型【補足】

施設区分	施設の機能	法的性格（根拠法）
幼稚園型 認定こども園	幼稚園に保育所機能を追加した施設	学校(学校教育法)
保育所型 認定こども園	保育所に幼稚園機能を追加した施設	児童福祉施設（児童福祉法）
幼保連携型 認定こども園	幼稚園と保育所の機能を備えた施設	学校かつ児童福祉施設

○各年度の定員数の変化

年度	保育所枠						幼稚園枠			合計
	3号認定			2号認定			1号認定			
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
令和8年							40	40	40	120
(120)										
令和9年				28	28	28	12	12	12	120
(84)				(36)						
令和10年	3	12	12	18	18	18	12	12	12	117
(27)			(54)			(36)				

※括弧書きの値は、認定区分内の合計

◆ 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画との適合性について

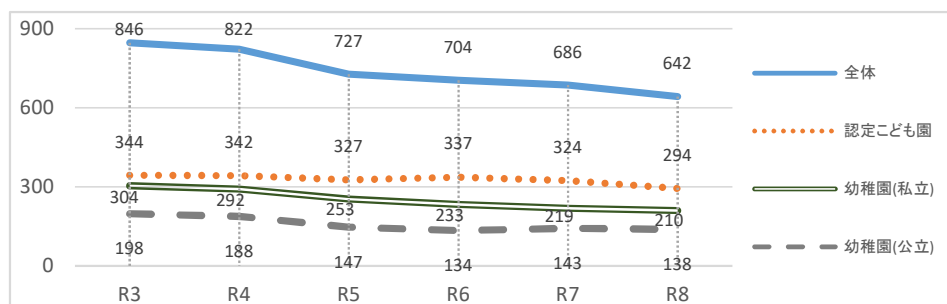
量の見込み（需要）と確保方策（供給）の過不足

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	【参考】 こども園 への移行 による増減
0歳	142	150	151	151	151	+3
1歳	▲47	▲36	▲33	▲32	▲31	+12
2歳	▲13	▲29	▲20	▲17	▲15	+12
3～5歳（2号）	▲183	▲160	▲128	▲78	▲83	+54
3～5歳（1号）	315	321	339	365	363	▲84

※▲の値が、保育所等の定員数が不足している数

あいら幼稚園が認定こども園へ移行することは、定員数が不足している部分（1～5歳）を補うことになるため、市計画に適している

3. 幼稚園枠（1号認定）の在園児数の推移について



私立の幼稚園（あいら幼稚園など）を含め、在園児は年々減少している

4. 認定こども園への移行と在園児の継続利用について

認定こども園へ移行した後に現在の利用者が幼稚園枠（1号認定）、保育所枠（2号認定）のどちらを希望するかの調査をあいら幼稚園が行った。その結果が次の表のとおりである。保育所枠への移行を、新2号認定の方だけでなく、1号認定のみの方の一部も希望された。

年齢	区分	R8	R9		R10	
		在園児	定員	在園児	定員	在園児
3歳	幼稚園枠（1号認定）	32	12	-	12	-
	内、1号認定のみ	12	-	-	-	-
	内、新2号認定	20	-	-	-	-
4歳	幼稚園枠（1号認定）	50	12	6	12	-
	内、在園児（1号認定のみ）	20	-	-	-	-
	内、在園児（新2号認定）	30	-	-	-	-
	保育所枠（2号認定）	-	28	26	28	-
5歳	幼稚園枠（1号認定）	54	12	17	12	6
	内、在園児（1号認定のみ）	29	-	-	-	-
	内、在園児（新2号認定）	25	-	-	-	-
	保育所枠（2号認定）	-	28	33	28	26

5歳児の定員超過について（追加）

年齢	1号認定		2号認定	
	定員	在園児	定員	在園児
3歳	12	A	28	B
4歳	12	6	28	26
5歳	12	17	28	33
合計	36	23 + A	84	59 + B

令和9年度の1号認定と2号認定の5歳児の定員超過は、3・4歳の在園児数を調整することで、3～5歳の全体の定員数を超えないように運用が可能な範囲である。

5. 今後の流れについて（移行への手続き）

令和9年4月の幼稚園型認定こども園への移行を向けて、あいら幼稚園から鹿児島県に認可の手続きを令和8年6月末までに行う必要がある。その手続きには、市が発行する「移行に対する意見書」が必要となる。在園児の継続利用について確認ができたことから、本会議の承認を得られた後に意見書を交付する考えである。

国庫補助事業を活用した保育所等の施設整備について

既存の保育所等(築40年以上)の老朽化による施設の更新の必要性が高まっている現状を踏まえ、安心・安全な教育・保育環境を確保するために、始良市では令和7年度に、国庫補助事業を活用して施設整備(建替え)を希望する事業者を募集した。その結果、1事業者を国庫補助協議対象者とし、国と協議を進め、国庫補助事業の内示を受け、令和9年4月開所に向けて準備中である。一方、今年度を実施する施設整備から事前に子ども・子育て会議等にて承認を得ることと、国より通知があったため承認をいただきたい。

◆ 法人名・施設情報等について

法人名	社会福祉法人 たちばな会	住所(施設)	始良市加治木町諏訪町185番地2
施設名	加治木たちばな保育園	定員数	60名→63名

◆ 定員数の内訳

年齢	変更前	変更後	差引
0歳	6	6	0
1歳	6	8	2
2歳	6	10	4
3歳	14	12	▲ 2
4歳	14	13	▲ 1
5歳	14	14	0
合計	60	63	3

年齢毎に増減はあるが、年齢が上がるにつれて預かれる人数を増やしていく「なだらかな配分」にしつつ、施設全体の定員数は3名の増としている

◆ 第3期始良市子ども・子育て支援事業計画との適合性について

〇量の見込み(需要)と確保方策(供給)の過不足(2・3号)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	142	150	151	151	151
1歳	▲ 47	▲ 36	▲ 33	▲ 32	▲ 31
2歳	▲ 13	▲ 29	▲ 20	▲ 17	▲ 15
3~5歳	▲ 183	▲ 160	▲ 128	▲ 78	▲ 83

※▲の値が、保育所等の定員数が不足している数

保育所の定員(2・3号)は、利用者のニーズに対して全体的に不足しているため、保育所の定員の増は、上記計画に適している。

改正

平成27年3月26日条例第8号
令和2年6月29日条例第24号
令和4年6月24日条例第17号
令和5年2月24日条例第5号

始良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年6月24日条例第17号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(令和5年2月24日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

- (2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。